

# 埼玉県廃棄物処理経理専門委員会設置要綱

## (設置)

第1条 埼玉県内(さいたま市、川崎市、川口市及び越谷市を除く。)における廃棄物処理業等の許可に当たり、経理的な事項についての意見聴取及び調査を行うために、「埼玉県廃棄物処理経理専門委員会」(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

## (所掌事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、及び調査を行う。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第8条の2第1項第3号(第9条第2項、第9条の5第2項及び第9条の6第2項において準用する場合並びに第15条の4において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる事項のうち、経理的基礎に関すること。
- (2) 法第14条第5項第1号(第14条の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項のうち、経理的基礎に関すること。
- (3) 法第14条第10項第1号(第14条の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項のうち、経理的基礎に関すること。
- (4) 法第14条の4第5項第1号(第14条の5第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項のうち、経理的基礎に関すること。
- (5) 法第14条の4第10項第1号(第14条の5第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項のうち、経理的基礎に関すること。
- (6) 法第15条の2第1項第3号(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項のうち、経理的基礎に関すること。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)第62条第1項第1号に掲げる事項のうち、経理的基礎に関すること。
- (8) 自動車リサイクル法第69条第1項第1号(第70条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項のうち、経理的基礎に関すること。
- (9) その他、廃棄物処理業等の経理的基礎に関することで専門的な事項。

2 委員会は、前項の場合において、埼玉県環境基本条例(平成6年埼玉県条例第60号)第3条に規定する基本理念を参酌するものとする。

## (委員)

第3条 委員は、経理について学識経験を有する者のうちから、知事が選任する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再選されることができる。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、その職務の代理を指定することができる。

## (招集等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴取することができる。

## (会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、公開しない。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、一般廃棄物に係る事項にあつては環境部資源循環推進課、産業廃棄物に係る事項にあつては同産業廃棄物指導課において処理する。なお、一般廃棄物及び産業廃棄物のいずれにも関係する事項については、両課協議の上、処理する。

## (補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の同意を得て別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年1月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。